社団法人化に伴う役員数・役員選任方法・会計区分の変更について

項番	事項	現行規程	定款・細則（案）	理由
①	理事数の拡大	・７名	・１５名以上２０名以内	同一業界関係者が２分の１以下になるべきとの「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成８年９月２０日閣議決定）及び、会員の意見を幅広く集めるべきという指導にもとづく。 なお、同基準により、理事定数の範囲の幅にも制限がある。
②	理事の選任方法	・総会における選挙	・理事会の推薦した者及び正会員の推薦を受けた者の中から総会で選出	会員の意見を尊重しつつ、各会員（選挙人及び被選挙人）の負担軽減を目指したもの。
③	監事数の拡大	・２名	・３名以内	外部の監査などの受入余地を設け公正かつ適正な運営を図れるようにするため。
④	監事の選任方法	・総会における選挙	・理事会の推薦した者の中から総会で同意を得る	会員の意見を尊重しつつ、各会員（選挙人及び被選挙人）の負担軽減を目指したもの。
⑤	会計区分の明確化	・一般会計のみ（手数料収入及び会費収入を合算）	・会費収入による事業を一般会計、手数料収入による事業（資源管理）を特別会計とする	会計区分による、事業運営の透明性確保をより一層図っていく必要があること、及び指導にもとづく。

（注：上記「変更後（案）」欄の記載事項は、今後の主務官庁の指導等により、変更される可能性がある。）